

第二章 社会福祉 法体系

1 導入：我が国の社会保障制度 4つの柱と5つの保険

P45

柱：① 社会保険 ② 公的扶助 ③ 社会福祉制度 ④ 公衆衛生
①の保険は、5つ：① 医療保険 ② 年金 ③ 雇用保険 ④ 労災補償 ⑤ 介護保険

2 福祉6法の確認

P48

社会保障：公的扶助としての ① 生活保護法 ★社会保障制度で
児童福祉： ② 児童福祉法 ← エンゼルプラン&子供子育て応援プラン：少子化対策
★児童福祉で
障害者福祉： ③ 身体障害者福祉法
④ 知的障害者福祉法 ← 障害者プラン
● 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法
⇒ 一元化 ◎ 障害者自立支援法
高齢者福祉： ⑤ 老人福祉法 ← ゴールドプラン
● 老人保健法
母子家庭保護： ⑥ 母子及び寡婦福祉法

(ア) 障害者福祉制度

かつて障害者福祉サービスの利用については、行政の裁量決定により、施設に入所したり、在宅サービスを受ける形になっていたが、2002年度から、利用者が自由に施設や事業者を選び、施設や事業者と契約を交わす形で入所先を決定したり、サービスを提供する事業所を決定する選択制が導入された。そして2006年度から障害者自立支援法が施行され、年齢や障害種別ごとに縦割りに提供されてきたサービスを一元化し、新しいサービス体系に移行することとなっている。

①. 法令上の各種定義

P53

- 「障害者」の定義 *心身障害者対策基本法 1970年（H16改訂 現 障害者基本法）
身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者
 - 「身体障害者」の定義 身体障害者福祉法 第4条
この法律において身体障害者とは、別表に掲げる身体上の障害がある18才以上のものであって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
 - 「知的障害者」の定義 (知的障害者福祉法 明確な定義なし)
法律上の定義がないのが身体障害者福祉法と違う特徴。もっぱら医学的見地のみでこの法律の適用を考えている。
 - 「精神障害者」の定義 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条
この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
- **自閉症などの「発達障害」は定義に含まれていなかった**
- 「発達障害」の定義 2005年（H17） 発達障害者支援法 第2条
この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
2. この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち、18才未満のものをいう。

P146

	身体障害	知的障害	精神障害
定義	法定(6等級):4条 18歳以上	医学	法定:5条
手帳	法定15条 身体障害者手帳	[通知] 知的障害者手帳	法定45条 精神障害者保健福祉手帳
サービス	要手帳	-	-
身体障害児手帳はない!すべて身体障害者手帳			

②. 福祉対策・プラン、法令

P41
P181

- 障害者プラン：ノーマライゼーション7ヵ年戦略 1995(H7)
リハビリテーション&ノーマライゼーション
バリアフリー：ハートビル法、QOL
- 新障害者プラン：障害者施策5ヵ年計画 2002(H14)「障害者計画策定」義務
情報バリアフリー、ユニバーサルデザイン、在宅サービス
新障害者基本計画 (H14:H15-H24の10年間の基本的施策を定めた)
- 関連法規
2003(H15) 支援 制度導入
2005(H17) 障害者自立支援 制定 H18年4月施行
2006(H18) バリアフリー新法(ハートビル法と交通バリアフリー法を統合)
：移動、施設利便性と安全性の向上
- 障害者自立支援法：3つの障害者施策を一元化
障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、共通の福祉サービスは共通の制度により提供
 - ✓ 実施主体を国に一元化し、都道府県がバックアップ
但し、障害児の入所施設に係る事務の市町村移譲については、おおむね5年後の施行を念頭に、3年以内に結論を得ることとしている。(現在は、都道府県に支給申請)
 - ✓ 安定的な財源の確保
増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
利用者にも応分の費用(国等の実費負担やサービスの量等や所得に応じた)を負担し、皆で支える仕組みに
 - ✓ 支援費制度では、所得に応じた「応能負担」であったが、原則一律を自己負担する「応益(応需)負担」を導入
 - ✓ これまでの居宅や施設という分け方から、生活を支える介護サービス、就労支援のためのサービスや障害生活を支えるサービスなどに再編される。

(イ) 高齢者福祉制度

第2次世界大戦後の高齢者福祉は右肩上がりの経済成長のもと、一時期、老人医療の窓口負担を無料としたり、年間5万円の公的年金も存在し「ばらまき福祉」といわれた時代があった。しかし、オイルショックによる経済成長の減り、予想を遥かに上回る人口の高齢化の進展によって、このようなばらまき福祉は財政上維持できなくなった。

こういった状況をふまえて1982年に「老人保健法」が制定され、医療事業や保険事業を無料から有料に切り替え、老人保健法に該当しない場合のみ「老人福祉法」による手厚い福祉が受けられるという体制に切り替えた。

しかし、人口の高齢化は更に進み、福祉の適用範囲を減らしたにも関わらずまたもや財政上破綻をし、従来老人福祉法、老人保健法の管轄であった介護部門を別の財源で行うことにしたものが介護保険法である。

このように高齢者福祉は戦後のばらまき福祉から、徐々に国民が負担する体制へと変化している。こういった歴史的な背景から、高齢者福祉では、まず老人保健法と介護保険法が適用され、やむをえない事由があるときのみ老人福祉法が適用されるという形式となっている。

①. 法令上の各種定義

- 「老人福祉施設」の定義 老人福祉法 第5条の3
この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老